



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## 日本の大企業でも若い人が活躍できる時代になったのですね。ホンダの軽スポーツカー発表！

「元」クルマ好きの私は20年ほど前に「ビート」という軽自動車のスポーツカーを先輩から譲ってもらったことがあります。半年かけて資金の調達ができただけで、その先輩が事故にあい、あえなく購入話が流れた苦い思い出となりました。その「ビート」を作ったホンダが久しぶりにスポーツカー、しかも再び軽自動車を出してきたというので着目していたところ、テレビニュースを見て驚きました。クルマにはありません、プロジェクトリーダーが26歳だと言うのです。さらに驚いたのは任命されたときは21歳だと言うのです。東日本大震災のため、プロジェクトが一時中断したということもあって開発に時間を要したそうですが、情熱を持った若人（言い方が古いかな？）に実権を委ねるそのホンダ経営陣の英断に拍手喝采を送りたいと思いました。

コンセプトカーに乗った伊藤社長が「面白いから、じゃあやるか！」の一言で市販化が決まったとか。ホンダはF1から撤退した後、リコール問題もあって業績を悪化させていましたが、会社がピンチになったときのほうが大胆な改革が行われるようですね。ゴーンさんが登場したときの日産みたいですね。ただ、ニュースをよく調べると、決断は大胆ですが、「奇をてらう」のではなく若き開発責任者が子どものときにホンダのファンになった本田宗一郎の気概や「ホンダらしさは何か？」という基本に忠実に戻ることを念頭に置いて考え抜いたことを紹介していました。一方で私が就職したころと変わったな、と感じるのは企業の意思決定に「面白いか？」という要素が加わっていることです。「おもしろおかしく」は堀場製作所の社是として有名ですね。私自身も若い人達への説教臭い批判的視点を抑えて、その意見が「おもしろおかしいか？」も評価軸に加えようと思います。

## 消費税の「源泉」？

日本国外から配信される電子書籍・音楽・広告等を消費税の課税対象とする動きについてこれまで何度かお伝えしてまいりましたが、本年10月1日以後の取引についてその運用がスタートします。それに向け着々と改正法案が作成され、具体的な仕組みが明らかになってきました。

現行法において消費税は売主が買手から預かった消費税を国に納付する仕組みになっていますが、今回導入されることになった「リバースチャージ方式」は、サービスの受け手が消費税の納税義務を負うこととなります。（課税売上割合が95%未満の国内事業者が「事業者向け」のサービスの提供を受けた場合に限る）

例えば、国内事業者がインターネット広告を国外事業者に5万円で依頼したとします。これまでは不課税取引であったため、5万円をそのまま国外事業者へ支払っていました。しかし新制度においてはこの取引は課税取引となり、国内事業者が税込5万4千円にかかる消費税4千円を預かり、消費税差引後の5万円を国外事業者へ支払います。

こうして見ると、源泉徴収制度とよく似ていますね。このリバースチャージ制度においても、申告漏れがあった場合、国内事業者がペナルティを負うこととなります。

それではどのような取引が「事業者向け」に該当するのか、というところが気になってきます。現在明らかにされている点は、「役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの」と規定されており、不特定多数の者に対して提供が行われる取引は、事業者向け取引には当たらないようです。具体的にはおそらく主に広告の配信が該当しそうです。今後判断基準等については通達等で明らかにされるかもしれません。